債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０４６号
東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
清算株式会社　株式会社グローバル・メディカルラボ
代表清算人　山名　徳雄
１　決定年月日　令和７年７月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０１３号
東京都練馬区春日町６丁目９番14号
清算株式会社　王光カラー株式会社
１　決定年月日　令和７年７月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０１号
（本店所在地）和歌山県紀の川市打田131番地の37
清算株式会社　株式会社なだいコーポレーション
代表清算人　灘井　寿夫
１　決定年月日　令和７年７月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０１９号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目43―１
清算株式会社　オースディ株式会社
代表清算人　横瀧　尚弘
１　決定年月日　令和７年７月９日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、株式会社ルートスタイルを除く各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始